

2 民間給与

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的

府職員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成

(2) 調査機関

人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

(3) 調査の内容等

ア 調査内容

- ① 昨年8月から本年7月までの賞与等特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定及び各種手当の状況等
- ③ 本年4月分として従業員個人に支払われた給与の額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

イ 調査期間

令和5年4月24日（月曜日）～同6月16日（金曜日）

(4) 調査の範囲等

ア 調査対象の事業所（母集団事業所）及び職種

常勤従業員数でみた、企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の府内民間事業所のうち、日本標準産業分類の大分類（下記ア～ツ）に分類された4,739事業所が調査対象である。

ア 農業、林業	コ 金融業、保険業
イ 漁業	サ 不動産業、物品賃貸業
ウ 鉱業、採石業、砂利採取業	シ 学術研究、専門・技術サービス業
エ 建設業	ス 宿泊業、飲食サービス業
オ 製造業	セ 生活関連サービス業、娯楽業
カ 電気・ガス・熱供給・水道業	ソ 教育、学習支援業
キ 情報通信業	タ 医療、福祉
ク 運輸業、郵便業	チ 複合サービス事業
ケ 卸売業、小売業	ツ サービス業（他に分類されないもの）

(注) サービス業（他に分類されないもの）は、宗教及び外国公務に分類されるものを除く（以下第14表において同じ）。

イ 調査対象の抽出

(7) 標本事業所の抽出

統計上の理論に従い組織、規模、産業により層化し、これらの層から調査対象事業所（689所）を無作為に抽出し、調査を行った。

(イ) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種に該当する従業員が多数であるときは、従業員を抽出して調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(ウ) 調査実人員

30,907人（うち初任給関係1,767人）である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は352,018人である。

ウ 役職の定義（事務・技術関係職種）

役 職 名	定 義
支店長(工場長)	・ 構成員 50 人以上の支店(工場)の長(取締役兼任者を除く。)
部 長	・ 2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
部 次 長	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長—課長間）
課 長	・ 2 係以上又は構成員 10 人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
課 長 代 理	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 中間職（課長—係長間）
係 長	・ 係の長及び係長級専門職
主 任	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長—係員間）

- (注) 1 「中間職（部長—課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の上に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職（課長—係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職（係長—係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。

(5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、調査データを層ごとに母集団における人数や事業所数分に還元した（抽出率の逆数を乗じて復元）。

第14表 産業別、企業規模別調査事業所数

ア 母集団事業所

区 分 産 業	規模計	企 業 規 模 (人)							
		50～ 99	100～ 199	200～ 299	300～ 399	400～ 499	500～ 999	1,000～ 2,999	3,000 以上
産 業 計	4,739	582	700	431	366	290	708	748	914
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	346	47	38	29	25	21	61	58	67
製 造 業	1,344	210	231	124	85	75	175	189	255
化学工業、金属製品、電気機械器具、 はん用機械器具	(626)	(76)	(105)	(63)	(37)	(30)	(83)	(85)	(147)
上記以外	(718)	(134)	(126)	(61)	(48)	(45)	(92)	(104)	(108)
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業	459	37	52	46	29	25	71	101	98
運輸業、郵便業	431	64	58	27	33	21	69	76	83
卸売業、小売業	548	50	93	48	53	41	100	78	85
金融業、保険業	187	6	5	7	7	7	12	30	113
不動産業、物品賃貸業	82	7	11	7	6	3	23	20	5
学術研究、専門・技術サービス業	136	20	29	12	13	8	30	15	9
教育、学習支援業	99	7	15	16	12	10	7	22	10
医療、福祉	674	80	116	87	80	65	112	74	60
宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、 娯楽業、複合サービス事業、サービス業(他に分 類されないもの)	433	54	52	28	23	14	48	85	129

イ 調査完了事業所

区 分 産 業	規模計	企 業 規 模 (人)							
		50～ 99	100～ 199	200～ 299	300～ 399	400～ 499	500～ 999	1,000～ 2,999	3,000 以上
産 業 計	518	50	77	44	43	25	74	74	131
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	33	3	3	1	2	3	4	4	13
製 造 業	195	26	30	23	11	9	30	28	38
化学工業、金属製品、電気機械器具、 はん用機械器具	(91)	(11)	(14)	(12)	(3)	(1)	(14)	(17)	(19)
上記以外	(104)	(15)	(16)	(11)	(8)	(8)	(16)	(11)	(19)
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業	48	3	8	1	4	3	5	8	16
運輸業、郵便業	37	6	6	2	3	0	8	5	7
卸売業、小売業	70	5	10	6	12	3	12	10	12
金融業、保険業	23	1	1	0	2	2	1	0	16
不動産業、物品賃貸業	9	1	1	2	0	0	2	3	0
学術研究、専門・技術サービス業	12	1	5	1	2	0	1	1	1
教育、学習支援業	12	0	3	2	0	2	1	3	1
医療、福祉	33	1	6	5	5	2	5	5	4
宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、 娯楽業、複合サービス事業、サービス業(他に分 類されないもの)	46	3	4	1	2	1	5	7	23

(注) 上記のほか、調査の結果調査対象外であることが判明した事業所が12所、調査不能となった事業所が159所である。

第15表 企業規模、役職、学歴別給与額等
その1 事務・技術関係職種

企業規模 項目 役職	規模計			500人以上			100人以上500人未満			50人以上100人未満		
	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平均給与 月額 (円)	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平均給与 月額 (円)	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平均給与 月額 (円)	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平均給与 月額 (円)
支店長 (工場長)	83	53.2	733,243	76	52.9	736,209	7	57.0	693,044	-	-	-
大学卒	52	51.4	763,441	47	51.0	757,986	5	56.0	831,097	-	-	-
短大卒	6	55.8	612,763	5	54.8	669,961	x	x	x	-	-	-
高校卒	25	55.5	712,286	24	55.5	715,455	x	x	x	-	-	-
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
部長	1,554	52.8	716,039	1,153	53.0	753,687	356	52.5	608,170	45	51.1	587,174
大学卒	1,267	52.6	737,457	983	52.8	768,226	256	51.9	630,263	28	50.4	576,605
短大卒	114	53.1	640,597	65	53.1	688,306	44	53.4	575,630	5	51.5	551,407
高校卒	172	54.3	609,309	105	54.5	650,327	56	54.1	548,949	11	53.3	608,033
中学卒	x	x	x	-	-	-	-	-	-	x	x	x
部次長	507	53.0	669,541	342	53.3	713,037	144	52.6	565,052	21	49.9	530,300
大学卒	419	53.1	689,174	308	53.3	723,196	97	52.4	579,762	14	50.2	526,889
短大卒	27	52.5	602,166	12	51.8	660,854	13	54.2	530,027	2	48.0	518,850
高校卒	61	52.7	560,312	22	54.2	595,271	34	52.3	539,982	5	49.7	543,272
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
課長	3,486	48.5	584,100	2,708	48.2	607,401	688	49.8	494,905	90	49.5	455,291
大学卒	2,650	47.8	600,792	2,160	47.6	618,169	452	49.4	509,724	38	48.8	459,280
短大卒	313	49.9	525,220	198	49.9	548,453	100	49.9	474,929	15	50.4	472,821
高校卒	514	51.3	527,625	345	51.6	565,483	132	51.0	469,381	37	50.1	444,322
中学卒	9	51.4	534,651	5	54.0	650,562	4	48.9	418,517	-	-	-
課長代理	1,120	47.6	463,439	709	47.0	491,573	389	48.5	421,138	22	49.3	397,001
大学卒	755	46.1	483,194	502	45.2	508,563	245	47.6	437,159	8	47.8	409,389
短大卒	151	49.1	407,267	88	49.4	433,096	61	48.6	374,391	2	50.2	337,286
高校卒	214	51.5	441,177	119	52.4	469,604	83	50.7	415,383	12	50.5	397,511
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
係長	3,275	46.9	416,635	2,187	47.8	444,290	933	45.0	359,314	155	45.4	365,919
大学卒	2,142	45.6	426,233	1,513	46.4	451,075	547	43.2	364,936	82	44.8	356,440
短大卒	375	47.5	388,821	201	48.4	410,188	150	46.3	350,202	24	45.7	408,866
高校卒	743	50.3	407,846	467	52.2	442,675	227	47.8	354,544	49	46.3	362,098
中学卒	15	49.7	351,229	6	50.1	391,307	9	49.6	332,263	-	-	-
主任	3,666	42.2	345,590	2,465	42.6	359,961	1,061	41.4	315,465	140	42.1	321,967
大学卒	2,357	40.1	348,453	1,647	40.4	359,854	636	39.2	321,492	74	38.8	319,444
短大卒	484	45.1	327,179	262	44.9	336,658	195	45.4	313,281	27	45.1	320,575
高校卒	819	46.5	350,042	556	47.9	374,379	224	43.6	302,186	39	46.1	327,293
中学卒	6	44.5	319,683	-	-	-	6	44.5	319,683	-	-	-
係員	11,459	36.3	298,057	7,747	36.1	309,051	3,226	36.8	271,467	486	37.0	255,544
大学卒	7,266	33.9	303,645	5,037	33.6	313,694	1,966	34.7	275,658	263	34.7	257,825
短大卒	1,837	40.4	280,707	1,134	40.6	289,458	628	39.9	263,679	75	39.3	259,222
高校卒	2,330	41.5	294,138	1,560	42.3	308,887	626	40.0	266,918	144	39.2	249,208
中学卒	26	46.9	294,195	16	46.0	309,462	6	46.6	259,644	4	50.4	269,259

(注) 1 平均給与額は、本年4月分として従業員個人に支払われた給与から通勤手当及び時間外手当を除いたものである(以下本表その2及びその3について同じ)。

2 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表その2及びその3について同じ)。

その2 事務・技術関係以外職種
(企業規模計)

職 種 名		調査実人員(人)	平均年齢(歳)	平均給与月額(円)	
研究 関係	研究所長	4	54.3	810,990	
	研究部(課)長	71	50.7	630,001	
	研究室(係)長	70	45.3	523,297	
	主任研究員	134	41.1	432,844	
	研究員	224	42.5	408,199	
	研究補助員	25	27.5	267,622	
教育 関係	大 学	学長・副学長・学部長	12	60.4	856,129
		教授	84	56.5	633,854
		准教授	60	46.1	496,864
		講師	43	42.6	432,785
		助教	11	39.4	321,491
	高 等 学 校	校長	5	59.3	837,234
		教頭	11	54.5	694,025
		主幹教諭	-	-	-
		指導教諭	-	-	-
		教諭	172	41.7	490,942
技能・ 労務 関係	電話交換手	-	-	-	
	自家用乗用自動車運転手	3	56.9	331,168	
	守衛	-	-	-	
	用務員	-	-	-	
医 療 関 係	病院長	11	63.1	1,961,214	
	副院長	34	55.9	1,482,306	
	医科長	77	53.2	1,334,693	
	医師	157	37.9	786,661	
	歯科医師	7	41.6	695,999	
	薬局長	11	48.7	482,542	
	薬剤師	85	36.2	301,226	
	診療放射線技師	113	38.7	304,555	
	臨床検査技師	112	38.6	278,433	
	栄養士	72	34.2	231,436	
	理学療法士	112	33.0	286,435	
	作業療法士	76	32.9	273,271	
	総看護師長	11	54.3	557,770	
	看護師長	117	46.4	426,770	
看護師	380	38.6	339,854		
准看護師	78	47.9	275,500		

その3 再雇用者 事務・技術関係職種
(企業規模計)

職 種 名	調査実人員(人)	平均年齢(歳)	平均給与月額(円)
支店長(工場長)	x	x	x
60歳のみ	-	-	-
部 長	126	62.6	557,722
60歳のみ	27	-	601,563
部 次 長	44	63.1	484,691
60歳のみ	5	-	486,341
課 長	92	62.6	453,212
60歳のみ	21	-	441,686
課 長 代 理	19	62.7	461,178
60歳のみ	4	-	480,873
係 長	131	63.5	354,828
60歳のみ	12	-	369,866
主 任	19	62.6	348,776
60歳のみ	5	-	341,901
係 員	1,076	62.7	266,977
60歳のみ	235	-	264,217

第16表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員	大 学 卒 (大学卒以上)	218,091 (227,754)	221,272 (232,371)	211,333 (218,780)	214,939 (216,319)
	短 大 卒	194,562	195,434	* 192,454	195,052
	高 校 卒	179,647	179,235	180,211	* 180,761
新卒技術者	大 学 卒 (大学卒以上)	222,373 (234,065)	228,498 (241,436)	213,396 (221,863)	* 210,272 (216,213)
	短 大 卒	200,380	202,947	* 195,570	x
	高 校 卒	183,094	183,838	183,641	* 176,400
計	大 学 卒 (大学卒以上)	219,584 (230,206)	223,668 (235,795)	212,138 (220,041)	213,402 (216,275)
	短 大 卒	197,068	198,627	193,814	x
	高 校 卒	181,082	181,097	181,725	* 178,947

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者に支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「大学卒以上」は「大学卒」に博士課程及び修士課程修了者を加えて集計したものである。
- 3 「x」は調査事業所が1事業所であることを、「*」は調査事業所が5事業所以下であることを示す。

第17表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴・企業規模		項 目	採用あり			採用なし	
			採用あり	初任給増額	初任給据置き		初任給減額
大 学 卒	規 模 計		39.3	(61.4)	(38.0)	(0.6)	60.7
	500人以上		43.8	(68.5)	(30.5)	(1.0)	56.2
	100人以上500人未満		36.1	(47.1)	(52.9)	(0.0)	63.9
	50人以上100人未満		25.5	(56.4)	(43.6)	(0.0)	74.5
高 校 卒	規 模 計		13.0	(67.4)	(32.6)	(0.0)	87.0
	500人以上		12.5	(79.9)	(20.1)	(0.0)	87.5
	100人以上500人未満		14.3	(40.7)	(59.3)	(0.0)	85.7
	50人以上100人未満		11.6	(92.7)	(7.3)	(0.0)	88.4

- (注) ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。それぞれ端数処理をしているため、合計が100とならない場合もある。

第18表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		72.7%
配偶者に家族手当を支給する		(78.3%)
家族手当制度がない		27.3%
扶養家族の 構成別平均 支給月額	配偶者	10,575円
	配偶者と子1人	18,067円
	配偶者と子2人	24,902円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
2 平均支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第19表 民間における特別給の支給割合

項 目	企業規模		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	下半期 (A ₁)	上半期 (A ₂)				
平均所定内給与月額 (円)	下半期 (A ₁)		370,133	395,392	351,051	315,186
	上半期 (A ₂)		376,326	404,189	355,115	316,352
特別給平均支給額 (円)	下半期 (B ₁)		839,451	985,722	689,670	678,339
	上半期 (B ₂)		848,427	1,018,214	669,100	683,286
特別給支給割合 (月分)	下半期 (B ₁ /A ₁)		2.27	2.49	1.96	2.15
	上半期 (B ₂ /A ₂)		2.25	2.52	1.88	2.16
	計		4.52	5.01	3.84	4.31

(注) 下半期は昨年8月から本年1月まで、上半期は本年2月から7月までの期間をいう。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

企業規模	項 目	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計		55.7	44.3	47.3	52.7	47.0	53.0
	500人以上	57.2	42.8	45.3	54.7	45.1	54.9
	100人以上500人未満	53.0	47.0	48.6	51.4	48.0	52.0
	50人以上100人未満	57.9	42.1	50.7	49.3	51.5	48.5

第21表 民間における定年制の状況

(単位：%)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0	79.2	20.8	0.0

(注) 定年制の有無について回答した事業所を100とした割合である。

(参考) 職員給与と民間給与との比較

ア 職員の比較給与の推移 (直近5年)

年度	H31	R02	R03	R04	R05	
平均給与額 (円)	376,836	379,240	376,458	372,252	371,215	
内 訳	給料の月額 (調整額含む)	321,040	320,157	317,607	314,228	313,335
	管理職手当	5,053	5,541	5,584	5,369	5,237
	扶養手当	7,979	7,657	7,275	6,959	6,782
	地域手当	36,763	39,347	39,011	38,552	38,398
	住居手当	5,942	6,487	6,931	7,049	7,359
	初任給調整手当	—	—	—	57	71
	単身赴任手当 (基礎額)	59	51	50	38	33
平均年齢 (歳)	41.8	41.6	41.2	40.7	40.4	
対象職員数 (人)	10,892	10,901	10,972	10,987	10,922	

(注) 「管理職手当」は「職員の管理職手当の特例に関する条例」による減額措置前の額である。

イ 職員と民間従業員の職務対応表

職員の職務 〔主な役職〕	民間従業員の職務		
	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
8級・7級 〔部長・次長〕	支店長 (工場長)、 部長、次長		
6級・5級 〔課長・参事〕	課長	支店長 (工場長)、 部長、次長	支店長 (工場長)、 部長、次長
4級 〔課長補佐〕	課長代理	課長	支店長 (工場長)、 部長、次長、課長
3級 〔主査〕	係長	課長代理	課長代理
2級 〔副主査〕	主任	係長	係長
1級 〔主事〕	係員	主任、係員	主任、係員

3 賃金構造基本統計調査（賃金センサス）

1 賃金センサスの概要

(1) 調査の実施機関

厚生労働省

(2) 調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数及び経験年数別等に明らかにすること

(3) 調査の時期

令和4年6月分の賃金等(賞与、期末手当等特別給与額については令和3年1月から令和3年12月までの1年間)について、令和4年7月に調査を実施

(4) 公表の時期

調査実施の翌年3月頃

2 調査の対象

(1) 地域

日本全国（ただし、一部島しょを除く。）

(2) 産業

日本標準産業分類に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）〕

(3) 事業所

事業所母集団データベースの事業所を母集団として、上記産業に属し、5人以上の常用労働者[※]を雇用する民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。）及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に無作為抽出した事業所

※常用労働者とは次のいずれかに該当するものである。

ア 期間を定めずに雇われている労働者

イ 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者

3 厚生労働省より提供を受けたデータ

調査票情報の提供について厚生労働省に対して申出を行い、審査を経て、常用労働者を10人以上雇用する大阪府内の民営事業所の常用労働者について、直近3か年の調査票データを受領した。

【母集団人員及び調査実人員の内訳】

		令和2年	令和3年	令和4年	合計
大阪府内	母集団人員	約63.6万人	約67.2万人	約59.5万人	約190.3万人
	調査実人員	10,950人	11,517人	11,240人	33,707人

【主な提供項目】

- 産業分類番号（大分類、中分類）
- 企業規模番号、事業所規模番号
- 常用労働者数
- 年齢、性別、最終学歴
- 雇用形態
- 勤続年数
- 役職番号、職種番号
- きまって支給する現金給与額
- 超過労働給与額
- 年間賞与額及び期末手当等特別給与額
- 復元倍率

【分析方法】

- 役職段階別の所定内給与の分布状況（第22表ア～エ）

民間従業員（企業規模別）の所定内給与分布と府職員の所定内給与分布を、役職別に比較した。

- 年齢・勤続年数を基準とした給与水準の比較（第23表）

- ・在職する府職員が最も多い年齢・勤続年数の前後1歳（年）の範囲を基準とし、これに該当する民間従業員を抽出し、双方の平均所定内給与を比較した。（府職員基準）

- ・在職する民間従業員が最も多い年齢・勤続年数の前後1歳（年）の範囲を基準とし、これに該当する府職員を抽出し、双方の平均所定内給与を比較した。（民間従業員基準）

(注) 1 職種番号は、専門的・技術的関連職業従事者等（医師、デザイナー等）に該当する労働者を除き、公務の一般的な事務・技術職と類似すると認められる「事務・技術関係職種」に相当する労働者に限定する目的で提供を受けたものである。

2 きまって支給する現金給与額は、通勤手当を含む。

3 民間従業員は、常用労働者10人以上の企業かつ雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者を対象に、直近3か年のデータを統合して分析を行った。なお、所定内給与は、「きまって支給する現金給与額」から「超過労働給与額」を除いたものである。

4 府職員は、本年の職員給与実態調査における行政職給料表適用者を対象に分析を行った。なお、所定内給与は、本年4月1日現在の給料月額、地域手当、管理職手当、扶養手当、通勤手当、単身赴任手当基礎額及び住居手当を合計したものである。

(参考) 民調と賃金センサスの主な相違点

		職種別民間給与実態調査【民調】	賃金構造基本統計調査【賃金センサス】
調査実施時期		4月下旬～6月中旬	7月
公表時期		人事院：8月 人事委員会：9～10月	翌年3月頃
対象事業所		企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所	事業所規模10人以上の事業所 (企業規模5～9人かつ事業所規模5～9人については、別途調査)
母集団・調査数 (最新年)		<令和5年> 母集団 約35.2万人 調査実人員 30,907人 ⇒抽出率 約8.8%	<令和4年> 母集団 約59.5万人 調査実人員 11,240人 ⇒抽出率 約1.9%
企業規模		50～99人、100～499人、500人以上	10～99人、100～999人、1,000人以上 (5～9人については別集計)
対象者	基本	常勤の従業員(雇用期間の定めのない者のみ)	常用労働者
	雇用形態	正社員・正職員のみ	正社員・正職員以外の労働者を含む (項目により正社員・正職員とそれ以外を区分)
	就業形態	一般労働者のみ(短時間労働者は除く)	短時間労働者を含む (項目により一般労働者と区分)
	職種	事務・技術関係職種等公務と類似の職種 (工員、販売員等公務と性質の異なる職種は対象外)	全職種
給与	月例給	4月分(時間外手当、通勤手当は除く)	6月分(超過労働給与は除く) ※通勤手当分離不可
	特別給	・前年8月～当年7月分 ・事業所単位の総支給額 →月例給に対する支給割合を算出	・前年1月～12月分 ・労働者ごとの支給額
役職段階		8段階 (支店長・工場長、部長、部次長、課長、課長代理、係長、主任、係員)	4段階 (部長級、課長級、係長級、非役職)

※就業形態について、常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

- ・「一般労働者」とは、「短時間労働者」以外の者をいう。
- ・「短時間労働者」とは、次のいずれかに該当する者である。
 - ア 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者

第 22 表 役職段階別の所定内給与額の分布状況

<令和2-令和4年賃金センサス>

ア 部長級

(単位：円)

企業規模 分位数	5,000人 以上	1,000～ 4,999人	500～ 999人	100～ 499人	10～ 99人	規模計	府職員 部長級
上位10%	1,107,931	707,675	815,000	645,790	654,340	730,000	831,355
上位25%	887,600	653,000	704,780	619,026	525,340	620,312	814,792
中位数	715,944	604,500	577,000	515,408	480,000	524,550	799,535
下位25%	638,614	536,000	515,000	482,286	415,000	460,000	782,194
下位10%	594,050	475,523	419,972	431,550	309,200	386,500	773,620
平均給与	770,681	608,127	609,082	538,759	498,195	558,397	800,491
平均年齢 (歳)	52.8	53.5	49.7	52.5	52.7	52.5	57.4

(注) 「上位10%」等については、全労働者データの所定内給与を高いものから順に並べ替え、全体における当該割合に該当する金額を示している。なお、「中位数」は「上位50%」あるいは「下位50%」と同じ。

例：全労働者データが10,000人である場合、所定内給与を高いものから順に並べ替え、1,000番目に位置する金額が「上位10%」となる(以下本表イ～エについて同じ)。

イ 課長級

(単位：円)

企業規模 分位数	5,000人 以上	1,000～ 4,999人	500～ 999人	100～ 499人	10～ 99人	規模計	府職員 課長級
上位10%	840,000	664,360	571,910	532,900	508,500	616,690	675,706
上位25%	674,850	575,000	524,600	477,900	450,000	524,600	659,937
中位数	596,000	510,260	492,000	432,808	399,700	445,780	637,633
下位25%	518,400	445,340	444,000	390,478	354,730	393,000	615,331
下位10%	456,160	382,900	379,840	330,300	304,270	349,100	600,098
平均給与	645,442	520,763	491,070	433,899	417,144	473,444	636,778
平均年齢 (歳)	49.9	48.8	49.9	47.1	49.5	48.6	54.6

グラフ

ウ 係長級

(単位：円)

企業規模 分位数	5,000人 以上	1,000～ 4,999人	500～ 999人	100～ 499人	10～ 99人	規模計	府職員 係長級
上位10%	670,000	547,801	540,000	453,150	417,880	519,460	476,250
上位25%	529,500	448,012	455,938	418,868	367,670	439,985	458,441
中位数	458,157	395,559	381,250	352,530	317,500	369,262	437,425
下位25%	395,844	338,192	324,000	293,000	269,500	309,000	400,606
下位10%	329,325	281,800	295,440	264,570	242,000	267,410	368,467
平均給与	474,099	401,600	411,052	358,062	325,575	381,958	428,945
平均年齢 (歳)	45.9	44.6	46.3	44.4	45.2	45.0	45.6
グラフ							

工 非役職

(単位：円)

企業規模 分位数	5,000人 以上	1,000～ 4,999人	500～ 999人	100～ 499人	10～ 99人	規模計	府職員	
							副主査	主事
上位10%	550,225	489,300	458,740	412,500	379,160	455,576	414,438	305,533
上位25%	436,400	378,646	366,140	338,570	309,700	359,262	392,280	279,990
中位数	340,000	290,400	285,000	272,479	255,280	279,933	345,833	257,359
下位25%	263,320	239,051	233,800	232,045	217,600	233,000	316,586	236,667
下位10%	221,920	210,000	206,358	204,200	189,850	202,900	297,955	222,683
平均給与	365,475	323,746	312,836	293,489	272,147	309,445	352,864	261,004
平均年齢 (歳)	39.9	38.6	38.8	37.8	41.1	39.2	38.8	26.5

グラフ

第23表 年齢・勤続年数に基づく給与水準比較（大学卒）

<令和2年—令和4年賃金センサス>

項目 役職段階 及び企業規模		民間従業員基準					府職員基準				
		年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	実人数 (人)	平均給与 (円)	差引 (府—民) (円)	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	実人数 (人)	平均給与 (円)	差引 (府—民) (円)
府職員（部長級）				—	—	—			13	801,957	—
民間従業員 (部長級)	5,000人以上	51～ 53	28～ 30	5	745,711	—	56～ 58	33～ 35	7	950,048	△ 148,091
	1,000～4,999人			3	595,858	—			2	611,139	190,817
	500～999人			5	732,347	—			2	532,333	269,624
	100～499人			4	602,416	—			5	571,062	230,895
	10～99人			2	536,470	—			3	508,586	293,370
府職員（課長級）				48	645,918	—			71	637,119	—
民間従業員 (課長級)	5,000人以上	51～ 53	28～ 30	20	619,086	26,832	56～ 58	33～ 35	15	621,971	15,147
	1,000～4,999人			16	563,884	82,034			9	536,751	100,368
	500～999人			12	569,328	76,590			3	639,278	△ 2,159
	100～499人			10	495,484	150,434			9	480,895	156,223
	10～99人			4	514,154	131,764			3	440,485	196,634
府職員（主査級）				82	393,352	—			107	421,301	—
民間従業員 (係長級)	5,000人以上	36～ 38	14～ 16	25	425,875	△ 32,523	39～ 41	17～ 19	17	442,109	△ 20,809
	1,000～4,999人			24	333,999	59,353			12	375,060	46,241
	500～999人			23	353,603	39,749			9	406,944	14,357
	100～499人			35	327,785	65,567			19	287,910	133,391
	10～99人			7	317,707	75,645			10	347,616	73,685
府職員（主事）				627	241,773	—			627	241,773	—
民間従業員 (非役職)	5,000人以上	22～ 24	0～2	429	243,830	△ 2,057	22～ 24	0～2	429	243,830	△ 2,057
	1,000～4,999人			458	230,425	11,348			458	230,425	11,348
	500～999人			279	227,339	14,434			279	227,339	14,434
	100～499人			504	223,695	18,078			504	223,695	18,078
	10～99人			187	208,998	32,775			187	208,998	32,775

(注) 1 民間従業員基準については、各役職段階において、在職中の民間従業員が最も多い年齢かつ勤続年数の前後1歳(年)を基準とし、これに該当する府職員を抽出して双方の平均給与額を比較した。なお、基準となる年齢及び勤続年数の算出において、企業規模は考慮しない。

2 府職員基準については、各役職段階において、在職中の府職員が最も多い年齢かつ勤続年数の前後1歳(年)を基準とし、これに該当する民間従業員を抽出して双方の平均給与額を比較した。

4 生計費

第24表 大阪市における標準生計費（令和5年4月）

（単位：円）

費目	世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費		32,080	32,350	50,940	69,530	88,120
住居関係費		50,870	54,110	49,170	44,230	39,290
被服・履物費		5,040	3,430	5,540	7,660	9,780
雑費 I		33,020	34,360	65,780	97,200	128,630
雑費 II		10,650	12,440	17,300	22,170	27,030
計		131,660	136,690	188,730	240,790	292,850

(注) 1 標準生計費の各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類に対応する。

食料費 … 食料

住居関係費 … 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 … 被服及び履物

雑費 I … 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II … その他消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

2 2人～5人世帯については、「家計調査」（総務省統計局）における大阪市の勤労者世帯（農林漁家世帯を含む。）の令和5年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、令和5年4月の全国の費目別標準生計費（令和元年の「全国家計構造調査」（総務省統計局）及び「全国単身世帯収支実態調査」（総務省統計局）の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を反映して算定した値）に、全国の費目別平均支出金額に対する大阪市の費目別平均支出金額の割合を乗じて算定した。

5 苦情相談の状況

第25表 地方公務員法第8条第1項第11号に基づく苦情相談の処理実績（令和4年度）

(1) 相談件数及び実相談者数 ()内は令和3年度実績

相談件数	309 件	(276)
実相談者数	159 人	(154)

(2) 相談内容別件数及び実相談者数 ()内は令和3年度実績

内容区分	相談件数	実相談者数
	件	人
給与関係	15 (10)	9 (7)
勤務時間	1 (9)	0 (6)
休暇・研修	51 (31)	30 (22)
人事評価	11 (11)	7 (4)
任用関係	11 (22)	7 (15)
人事異動	17 (14)	14 (10)
セクシュアル・ハラスメント	15 (1)	5 (1)
パワー・ハラスメント	97 (77)	51 (36)
職場の人間関係	82 (74)	30 (38)
その他	9 (27)	6 (15)
計	309 (276)	159 (154)

- (注) 1 相談件数は、1人で複数回相談している場合、全ての回数を件数としてカウントした。
 2 内容区分は、相談者からの訴えをもとに分類した（なお、ハラスメント関係については事実認定された件数ではない）。

公務員人事管理に関する報告

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り世界最高水準の行政サービスを提供し活力ある社会を築くため、行政は経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

01

公務組織を支える
多様で有為な人材の確保の
ための一体的な取組

- ✓ 民間人材の積極的誘致
(経験者採用・官民人事交流の促進、オンボーディング研修の拡充)
- ✓ 採用試験の実施方法の見直し
- ✓ 採用時給与水準の改善や役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

02

職員個々の成長を通じた
組織パフォーマンスの
向上施策

- ✓ 若手職員対象のキャリア支援研修等の拡充
- ✓ 兼業の在り方の検討
- ✓ デジタルを活用した人事管理推進
- ✓ 役割・活躍に応じた処遇や人事配置の円滑化に資する給与上の取組

03

多様なワークスタイル・ライフ
スタイル実現とWell-beingの
土台となる環境整備

- ✓ フレックスタイム制等の見直し、勤務間のインターバル確保、テレワークガイドライン策定
- ✓ テレワーク関連手当の新設等
- ✓ 超過勤務の縮減、公務版の「健康経営」の推進等、ゼロ・ハラスメントへの取組

異なるバックグラウンド、キャリア意識、人生設計を持つ
職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される公務を目指す

給与制度のアップデート 概要

公務員人事管理に関する報告の中で記述

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和



様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

<p>1 人材の確保への対応</p> <p>潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大</p> <p>① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新卒初任給の引上げ ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ <p>② 民間人材等の処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲) ・ 特定任期付職員のボーナス拡充 ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給 	<p>2 組織パフォーマンスの向上</p> <p>役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化</p> <p>① 役割や活躍に応じた処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲) ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大 ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲) <p>② 円滑な配置等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域手当の大きくり化 ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大 	<p>3 働き方やライフスタイルの多様化への対応</p> <p>働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養手当の見直し ・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】 ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲) ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)
--	--	---

* 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討

給与に関する勧告・報告 ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

初任給を引上げ(高卒:約8%[12,000円] 大卒:約6%[11,000円])、ボーナスを0.10月分引上げ、在宅勤務等手当を新設【官民較差】3,869円[0.96%]→いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善

- ✓ 月例給 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定
【平均改定率】1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 2.8%等 【勧告後の本府省大卒初任給】総合職 249,640円、一般職 242,640円
- ✓ ボーナス 年間 4.40 月分 → 4.50 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに 0.05月分引上げ
- ✓ 手当新設 テレワーク中心の働き方をとする職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設
【月額:3,000円】
- ※ 月例給は本年4月分の民間給与、ボーナスは直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して、官民比較を実施
- ※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり
官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

勤務時間に関する勧告

フレックスタイム制を活用した「勤務時間を割り振らない日」の対象職員の拡大

- ✓ フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日(ゼロ割振り日)を設定可能に
- ✓ 現在、育児介護等職員に認められている措置を、一般の職員に拡大するもの
- ✓ 令和7年4月1日施行